

低入札価格調査制度適用業務の入札に係る注意事項等について（お知らせ）

低入札価格調査制度の適用を受ける競争入札については、入札公表及び入札説明書をよくご確認のうえ、特に次の事項にご注意のうえ参加してください。

1 調査基準価格等の公表時期及び調査基準価格の算定方法

- (1) 調査基準価格等の公表時期
調査基準価格及び予定価格は「事後公表」とし、落札決定後に公表します。
- (2) 調査基準価格の算定方法
予定価格×(2/3 [~85/100])

2 委託業務低入札価格報告書等の提出

- (1) 開札の結果、調査基準価格を下回る価格で入札し、落札候補者（又は落札者となるべき者）になった場合は、委託業務低入札価格報告書（以下「低入札価格報告書等」という。）を作成し、入札公表等に定める提出期間、場所及び方法により提出しなければなりません。
- (2) 落札候補者となってから低入札価格報告書等の提出までに期間が余りありませんので、入札額が調査基準価格を下回る可能性がある場合は、低入札価格報告書等を事前にご準備ください。
低入札価格報告書等の全部又は一部が期限までに提出されない場合は、その者のした入札は無効となります。

なお、落札候補者となった者の入札が、調査基準価格を下回る価格の入札であるかどうかについては、保留通知書により通知します。

■ 調査基準価格を下回る価格で入札し契約を締結する場合に提出する必要がある書類等

低入札価格調査制度適用案件		【書類名】	【提出先等】
ア	低入札価格調査時	(1) 委託業務低入札価格報告書	業務担当課に提出（調査基準価格を下回る価格で落札候補者（又は落札者となるべき者）となった場合にのみ提出。）

※ 「低入札価格報告書等」の提出期限（提出期間）

- ア 低入札価格調査時（調査基準価格を下回る価格で入札し、落札候補者（又は落札者となるべき者）になった場合のみ）
入札公表等に定める提出期間（原則、開札日（落札候補者決定の日）の翌日から2日（本会社の休日を除く）後の日の午後5時まで）。

3 実施時期

上記については、業務の履行期間の始期が平成25年4月1日以降の競争入札（平成25年度分の入札）から適用します。

（参 考）

■ 「低入札価格報告書等」の作成に係る主な注意事項

I 提出書類別注意事項

提出書類別に、特に注意する事項のみ記載しています。詳細については、各様式の記入要領、「委託業務低入札価格報告書等作成手引」及び「委託業務低入札価格調査等マニュアル」を確認してください。

- (1) 委託業務低入札価格報告書
報告書の様式に従って、積算の内容や人員配置等の実施計画などを記載してください。

Ⅱ その他

- (1) 低入札価格調査関係書類のほか、入札時の「入札金額内訳書」、業務完了後の「委託業務実施報告書」など、この他にも提出していただく必要がある書類がありますので、お間違えないようにしてください。
- (2) 低入札価格調査関係書類の様式、記載要領や詳細等については、一般財団法人広島市都市整備公社ホームページ〔<http://www.hts.city.hiroshima.jp/>〕をご確認ください。